

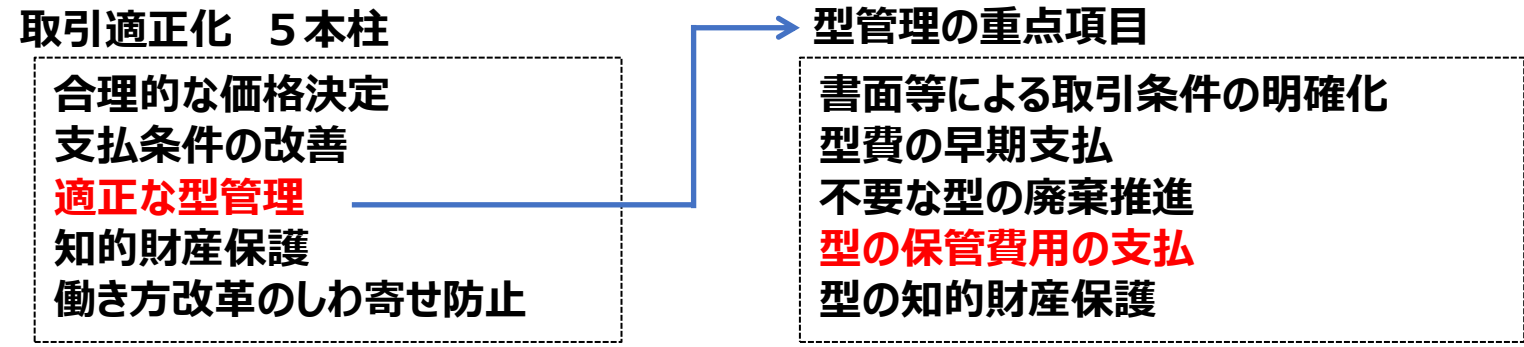
型保管費の適正負担に向けた 取組み手順

1. 型保管費の適正負担に関する背景と課題
2. 型保管費の適正負担への取組み
3. 型保管費の適正負担への取組み手順
4. 事例紹介
5. 参考情報

2024.9 サプライチェーン部会 型・少量品・支払条件ワーキンググループ

1. 型保管費の適正負担に関する背景と課題

(1) 取引適正化政策の中での位置づけ



(2) 型保管費に関する執行強化の動き

型の無償保管に関する勧告事例	公取委の勧告内容
23/3 岡野バルブ製造	発注者が所有する木型等を用いて製造する 部品の発注を長期間行わないにもかかわらず 、木型等を 無償で保管 させていた。
23/11 サンケン電気	発注者が所有する貸与型について、①一部の下請事業者から 長期間発注がないことを理由に廃棄の希望を伝えられていたにもかかわらず 、②発注者自身も次回以降の 具体的な発注時期を示せない状態 にもかかわらず、 無償で保管 させ続けるとともに、 棚卸作業を毎年2回行 わせていた。
24/2 サンデン ※部工会会員	発注者が所有する貸与型について、遅くとも22/1以降、 発注を長期間行わないにもかかわらず 、 無償で保管 させていた。
24/3 ニデックテクノモータ	発注者が所有する貸与型について、次回以降の 具体的な発注時期を示せない状態 にもかかわらず、 無償で保管 させ続けるとともに、 棚卸作業を毎年2回行 わせていた。
24/7 トヨタカスタマイジング&ディベロップメント	①納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、 瑕疵があるとして製品を返品 した。 ②遅くとも22/7以降、 発注を長期間行わないにもかかわらず 、 金型等を無償で保管 させていた。

型の無償保管に対する取り締まりが強化。自動車産業でも2社で発生

1.型保管費の適正負担に関する背景と課題

(3)型保管費に関する自動車産業における課題

自動車産業での取引の特徴	<ul style="list-style-type: none">◆車両の量産終了後も、補給部品の需要に応じて長期間に亘り、生産/供給可能な状態を維持することがOEM・Tier1間で取り決められ、補給部品の供給を維持。◆このためTier1以降のサプライチェーンにおいて、OEMへの供給義務が終了するまでは、生産に必要な専用型・治工具等（以降「型」と略称）を保管・維持する必要あり。
型保管の課題	量産終了後は計画生産が困難であることを背景に、生産しない期間の、型保管・維持に掛かる費用(以降、「型保管費」と略称)は、補給品の取引または量産品取引の管理費の一部として発注側が負担することが、発注側・受注側共に商慣習化。 負担の基準・ルールは曖昧。
改善の必要性	<ul style="list-style-type: none">・取引適正化政策の要請<ul style="list-style-type: none">※困り事を言い出しにくい仕入先（特に中小企業）への寄り添いと負担軽減・社会変化への積極対応に向けた余力創出<ul style="list-style-type: none">※電動化、CN推進に向け、商慣習的な型保管費等のコスト負担解消
改善の観点	量産終了後の型保管費について <ul style="list-style-type: none">・発注側が「襟を正して」、取引先の困り事を能動的に問いかけ。・型保管費は「部品の管理費の内数として支払済み」の考え方を改め、コストを見える化して部品取引とは別枠で支払。・顧客も含めたサプライチェーン全体で型保管費等のコストを適正に負担。

2. 型保管費の適正負担への取組み

(1) 考え方

量産終了後の型保管費について

- ・発注側が「襟を正して」、仕入先の困り事を能動的に問いかけ。
- ・部品の「管理費の内数として支払済み」との考えを改め、コストを見える化。部品取引とは別枠で支払。
- ・サプライチェーンでコストを適正に負担。

(2) 事例の活用方法

1. 取組み手順を参考に自社の現状の活動状況（立ち位置）を確認する。
2. 改善策を立案し、実施に向けて、活動を推進する。

(3) 取組みの観点

検討対象	量産終了の通知受領後の仕入先が保管する型の保管費用 量産終了が不明確な場合には、最後に部品等の発注をしてから例えば1年以上経過を対象に考える ※参考情報Ⅱ(3)参照
対象仕入先	部品生産に必要な専用型・治具を保有する仕入先全体 (下請仕入先に限定しない)
型所有権	貸与（発注者資産）型、仕入先資産型を問わず適用
費用負担方法	部品費とは別払い

3. 型保管費の適正負担への取組み手順

NO	取組み手順
I	<p>型保管費に関する困り事を能動的に声掛けし仕入先と協議の場を持つ</p> <ul style="list-style-type: none">・仕入先から保管費負担の要請があれば、遅滞なく協議・支払の対応は必ず必要だが、当局は、価格転嫁協議と同様に、自分からは言い出しにくい仕入先（特に中小）が申請しやすい環境づくりを発注者に求めていると認識。・仕入先との信頼関係づくりの視点でも、発注者から積極的な声掛けがあることは大変重要。・レターなどの書面連絡、協議の書面記録が、仕入先への浸透および仕入先との遣り取りの証拠として必要。
II	<p>型保管費支払対象や保管費査定の基準(目安)を示し、仕入先および調達部門双方での協議を促す。</p> <ul style="list-style-type: none">・基準(目安)があった方が、仕入先にとっても、発注側にとっても協議・妥結が促進されると考え推奨する。・基準は目安として提示し、基準とは異なる申請に対しても協議に応じる。基準を押し付けないよう注意。
III	<p>型保管に関する取り決めを書面合意し、継続的な業務として定着を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・仕入先、発注者双方で担当者が変わっても安定した対応を担保するために、文書にて業務をしくみ化する。 <p>Cf. 「型取引の適正化推進協議会報告書」付属資料の「型の取扱いに関する覚書」参照(P22～P28)</p>
IV	<p>仕入先の型/品番情報を台帳化し、仕入先・発注者双方で共有して業務運営</p> <ul style="list-style-type: none">・仕入先・発注者の双方で大きな労力やシステム化が必要となるが、効率的に廃棄、保管、費用支払いの業務が可能となり、様々な型管理への対応が可能となる状態となる。

4.事例紹介

アクション事例	
I	<p>型保管費に関する困り事を能動的に声掛けし仕入先と協議の場を持つ</p> <hr/> <p><声掛けの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管費負担の協議に応じるレターを型モノ発注のある仕入先に発信。あるいは、仕入先への説明会などの場で全仕入先に口頭連絡。(この場合は議事録等で書面記録を残す) <p><仕入先との協議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・声掛けに基づき、仕入先と型保管費についての協議を開始する。下請/非下請問わず要請に応じ個別に協議を実施する。 ・協議要請の無い仕入先に対しても、言い出しにくい事情がないかなど、更なる声掛けを実施する。 ・定期価格改定(年1回以上)等での定期的な協議タイミングにおいて、型保管費用に関する協議を必須事項として実施する。 ・上記協議内容の結果を書面記録として残す。自社と仕入先双方で書面記録を残すことが好ましい。
II	<p>型保管費支払対象や保管費査定の基準(目安)を示し、仕入先および調達部門双方での協議を促す。</p> <hr/> <p><支払対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・量産終了あるいは最後に部品等の発注をしてから1年以上経過した部品の金型を対象に、金型番号等を仕入先と確定する。 ・複数所持している金型や子部品の金型等、漏れの無いように確認する。 ・上記対象以外に仕入先から型保管費の要請があった場合も協議に応じ、必要性を確認をする。 <p><保管費査定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテ費も含み保管に関わる全ての費用を対象に、協議を実施。 ・保管費は、該当地域の外部倉庫費用の相場水準を基準に、金型の専有スペース(作業スペースも考慮)・保管方法(段積み)に応じ、自社としての保管費用査定基準を目安として作成する。 ・仕入先より自社目安以外の基準で要請があった場合も、その妥当性について仕入先と協議をする。

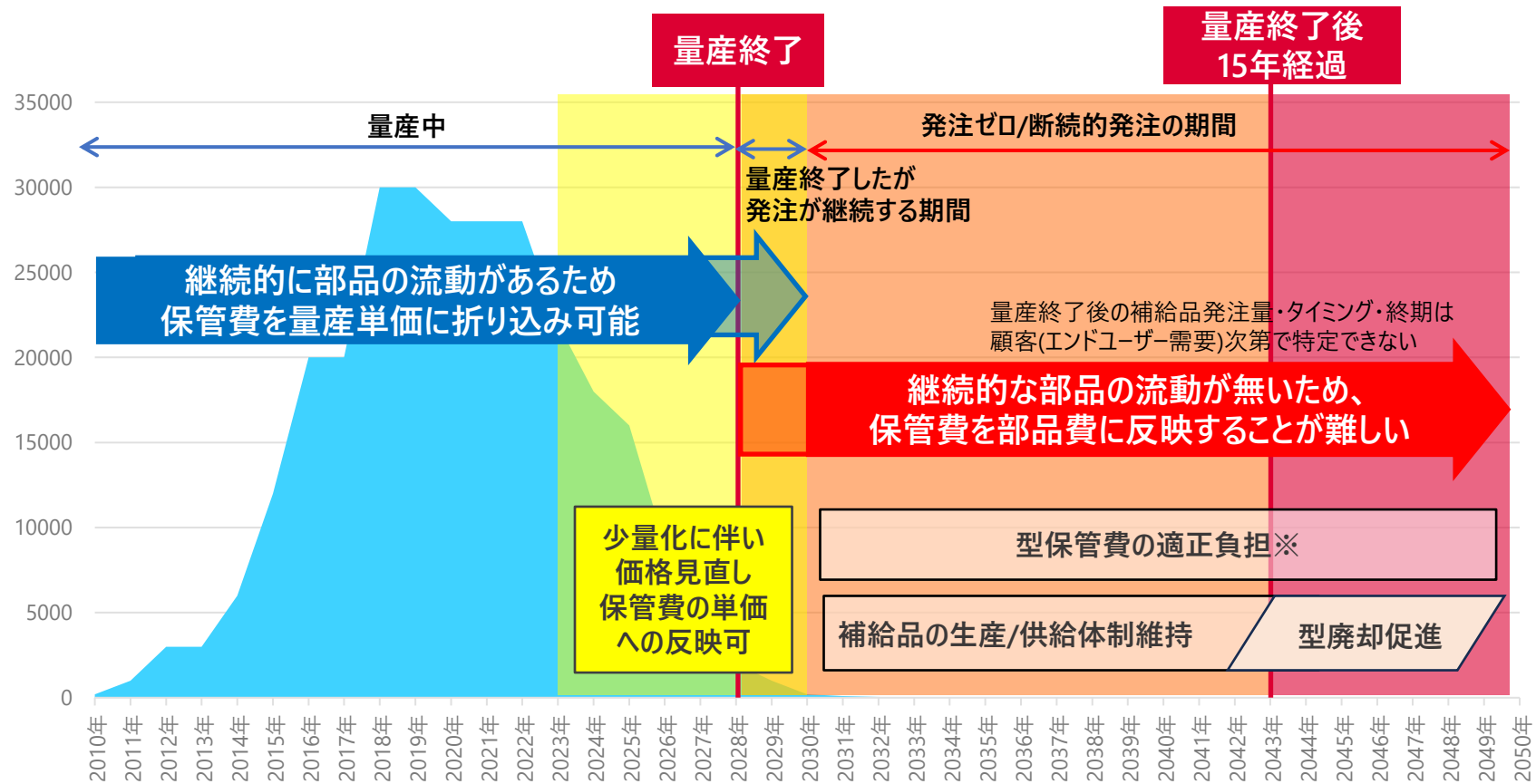
4.事例紹介

アクション事例	
Ⅲ	<p>型保管に関する取り決めを書面合意し、継続的な業務として定着を図る。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与型について、金型貸借契約の条文中に、保管費の支払いについて「仕入先の請求に基づき協議の上支払う」旨を明記し、双方で合意。 ・書面合意について新規で検討する場合は、下記ひな形を参照の上作成し、仕入れ先と共有する。 「型取引の適正化推進協議会報告書」付属資料の「型の取扱いに関する覚書」(22項～28項) 200227tekiseika04.pdf (meti.go.jp)
Ⅳ	<p>仕入先の型/品番情報を台帳化し、仕入先・発注者双方で共有して業務運営</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与型については、発注者(自社)の資産台帳の記載事項について、発注者・仕入先双方で確認する。資産台帳に廃棄可否や型保管費の支払い状況の記載を追加することが望ましい。 ・仕入先資産型の台帳化については、仕入先に品番、型番号、サイズ、占有面積等の調査に協力頂く必要があり、全品番を網羅するのか、Ⅱで定めた保管費支払対象に絞るのか、などの検討をした上で、調査を依頼する。その際、調査の負担（工数・コスト等）に十分な配慮のうえ、実施する必要がある。

5. 参考情報

- I. 製・部品ライフタイムと型保管費負担のイメージ図
- II. 省庁の方針、法令の要請
- III. 部工会自主行動計画

参考情報 I .製・部品ライフタイムと型保管費負担のイメージ図



※型保管費の支払（部品費とは別払い）の対象について

形式的には、型保管費の支払（部品費とは別払）は量産終了後を全て対象にすることが分かり易い。

一方で、

- ①1部品が複数製品に使われる場合（共通部品の場合）、各製品の量産終了は紐づく車両によって、時期が分散するため、当該「部品」の量産終了時期は特定しにくい。
- ②車両のタイプ(乗用車/商用車等)によっては、断続的発注の状況でも「量産」ステータスとなる場合もある。

以上より、

実務的には「発注ゼロの経過期間」や「量産終了後の経過期間」などの、発注者・受注者双方で把握・確認し易い指標で型保管費支払の対象を定める方法もあり得る。

参考情報 II. 省庁の方針、法令要請

(1) 型取引の適正化推進協議会報告書が示す型取引の要請事項

出典：「自動車産業における型取引の適正化に向けて」パンフ資料

[katatorihiki_2019_12.pdf \(jama.or.jp\)](http://katatorihiki_2019_12.pdf(jama.or.jp))

「型取引の適正化推進協議会報告書」原文

[200227tekiseika04.pdf \(meti.go.jp\)](http://200227tekiseika04.pdf(meti.go.jp))

<型取引の類型>

類型A	発注者は仕入先から型を購入し、その型を使って生産する製品を発注。 型は発注者が所有する「貸与型」。
類型B	発注者は部品のみ発注するが、製品への指示を通じ、事実上、型の廃棄/保管等を指示。 型は受注者が手配・所有する「仕入先資産型」。
類型C	A、B以外で、発注対象は製品のみ。発注側は型の製作・保管等の指示を全く行わない。

<適正対価を伴わない受注側企業による型の長期保管に関する基本原則>

- ・型取引の**類型A「貸与型」**および**B「仕入先資産型」**の両方について適用
- ・考え方は「**不要な型はまず廃棄を検討。保管を指示するならば、指示する側が保管費を負担**」

不要な型の 廃棄	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ受注側企業と協議し、型に係る廃棄の取扱いを定めること・当該取扱いにより、受注側企業からの申請・要請・問い合わせ等があれば、速やかに型の廃棄の可否について判断し、書面で通知すること。・発注側企業は製品の廃番通知の情報共有を徹底、受注側企業も、保管する型と製品の関連付けを整理し、型台帳の整備や保管場所の整理を行うこと
発注側企業 による型の保 管に 要する費用 の 支払い	<ul style="list-style-type: none">・発注側企業が保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払うこと・とりわけ、量産終了後に保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払うこと・型の廃棄に当たり、部品の残置生産を指示する場合は、必要な費用（製品代金、製品の保管費用等）を支払うこと

型の廃棄・返却、保管費用項目の目安

＜自動車関連産業分野における目安＞ P14

1. 型の廃棄・返却

(1) 基本的考え方

型の適正な管理の推進は、長期的な時間軸における生産手段の切り替えにかかる問題であることを踏まえ、特に補給期間への移行後から最終的な生産終了に至るまでについてサプライチェーン全体で連携を密にし、一貫した取組を進めていく。

こうした取組を通じ、不要な型の廃棄・返却の促進とともに、将来にわたり、「供給責任」の適切な履行やサプライチェーン全体の持続可能性に寄与していく。

(2) 手続的目安

◇量産期間から補給期間への移行の明確化

「量産期間」・「補給期間」がサプライチェーン全体で明確となるよう、セットメーカーは、量産終了にかかる連絡を遅滞なく発出する。部品メーカーは、連絡を受け取り次第、速やかに取引先に展開する。

※量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含む。

※量産にかかる契約締結時に、量産予定年数・予定個数等もあらかじめ明確化しておくことが推奨される。

◇型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

「補給期間」における型の保管又はその型に対応する部品に関する費用負担等の具体的見通し、型の廃棄・返却の基準又は廃止品番の通知方法、申請方法等の諸条件について、「補給期間」移行後速やかに書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成する。

なお、「補給期間」移行直後において生産変動の不透明性が高く将来的な明確化が適切である場合などにおいては、補給期間中の取引先からの協議要請に対し可及的速やかに対応するとともに、遅くとも3年以内に、定期的に当事者間で協議・連絡を行う。その際には、双方とも、協議に必要な情報について当事者間で十分に開示することとし、また、部品供給の効率性を高める見地から、一括生産などの選択肢も視野に、協議する。

※型の保管に関する「期間」について当事者間で一方から協議要請があった場合には、真摯に対応を行う。ただし、その対応にあたっては、協議要請をする者において、協議対象とする型とそれに対応する部品の品番を特定するものとする。

(3) 実体的目安

量産終了から遅くとも、15年を経過した製品に係る型については、廃棄を前提に当事者間で協議を行う。

※ただし、型の保管に関する諸条件等が書面等で明示されている場合には、この限りではない。

※協議に際しては、部品・車種の特性を加味する。

※なお、セットメーカーは、取引先からの要請を基本としつつ、取引先と連携の上、能動的・積極的に対応を進める。

※木型、樹脂型等の型については、協議の際、材質の特性も十分に踏まえる。

2. 保管費用の項目

別紙に掲げる項目を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

<保管費算出項目の目安> P17

1. 基本的考え方

型保管の主たる目的は、単にスペースを用意して型を置いておくのではなく、部品の生産需要に応じ型を取り出し生産を再スタートさせる状態を保つことにある。かかる観点から、型保管は、これまでの生産と今後の生産予定の谷間に発生する一連の活動を型保管とみなす。

2. 型保管に係る費用項目の目安

型保管に当たり、型管理の方法について当事者間で協議するとともに、当該結果を踏まえ、下記に掲げる項目を目安として、実際に必要となる費用について、エビデンスを元に算定する。

<主要項目>

- ・型の保管に係る土地・建物費、外部倉庫費
- ・公租公課（固定資産税等）
- ・外部倉庫等からの運送費
- ・サビ取り、磨き、油差し、表面処理、メッキ処理等のメンテナンス費
- ・型の保管に使用する設備費（パレット、棚等）
- ・型の保管に使用する備品費（雨除けシート、ビニール等）
- ・型の保管、移動、管理に係る労務費

<補足項目>

- ・インフラ整備費（重量のある金型を保管する場合、一定の耐荷重が必要となり、床の強化等を行うもの）
- ・耐震工事費（地震に備えて、棚から滑り落ちないようにするもの）
- ・型の移動に必要な設備（クレーン、フォークリフト）の点検費、維持費
- ・型管理に必要なデータベース・情報システム構築・維持関連費

Cf. 勧告事例には、貸与型の棚卸に係る費用も発注者が負担すべきと指摘もあり。

<型の廃棄推進に向けた型管理アクションプラン>

- ・本来、型保管費の議論の前に、不要な型の廃棄が大切です。過去、型廃棄に向け部工会が作成した台帳フォーマットや業務フローが、経産省に採り上げられ、下記に掲載されていますので、ご参照ください。

[型管理の適正化に向けたアクションプラン（METI/経済産業省）](#)

<型の取扱いに関する覚書参考例> P22～P28

本覚書及び巻末の「協議覚書」は、取り決め事項の書面化を進める参考例として示しているものであり、取引実態に合わせて別途の様式にて書面化を行うことを妨げるものではない。

1. 型の取扱いに関する覚書

型の取扱いに関する覚書
(類型A：型自体の取引あり)

製造業者(以下「甲」という。)と発注者(以下「乙」という。)とは、乙が甲に発注する〇〇製品(以下「製品」という。)の製作に必要な型(以下「型」という。)の取扱いに関し、次のとおり、覚書を締結する。

※①当該製造業者に対する製品の取引が全て型自体の取引のある類型であれば、製品のカテゴリを特定せずに、本覚書又は本覚書の内容を踏まえた別途の書面を締結、②当該製造業者に対する製品の取引の一部のみが型自体の取引のある類型であれば、そうした製品のカテゴリを〇〇製品という形で特定して、本覚書又は本覚書の内容を踏まえた別途の書面を締結することを想定

第1条 (本覚書の優先)

本覚書は、甲乙間で締結される製品供給契約の内容に優先する。

第2条 (支払方法及び所有権移転の時期)

- 1 甲は、乙との間で、協議覚書その他の書面において特定された型の製作を、協議覚書その他の書面において定める代金にて、請け負う。
※個々の型毎に、協議覚書を締結する、又は協議覚書を踏まえた注文書等の別途の書面において型及び代金を特定することを想定
- 2 乙は、甲に対し、前項に定める代金(以下「代金」という。)を、
[次のとおり分割して支払う。
乙が甲に対して型を発注した日から〇日限り： 代金の3分の1に相当する額
甲が乙に対して型を使用した最初の試打ち品を納品した日から〇日限り： 代金の3分の1に相当する額
甲が乙に対して最初に製品を納品した日から〇日限り： 残額]
[甲が乙に対して型を使用した最初の試打ち品を納品した日から〇日限り支払う。]
※当事者が協議の上で適切な支払方法を決定する
- 3 乙が甲に対して代金の全額を支払ったときは、以後、甲は乙のために型を占有する。
- 4 型の所有権は、甲が乙から代金の全額を支払った時に、甲から乙へ移転す

(2) 下請法運用基準「型・治具の無償保管要請の禁止」

7. 不当な経済上の利益の提供要請

(1) 法第4条第2項第3号で禁止される不当な経済上の利益の提供要請とは、親事業者が下請事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「下請事業者の利益を不当に害」することである。

不当な経済上の利益提供要請の行為として下記が挙げられている。

7-5 型・治具の無償保管要請

- (1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、**量産終了から一定期間が経過した後も**金型、木型等の型を保管させているところ、当該**下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。**
- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、**自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。**

型の無償保管要請の観点は、

**「量産終了後で発注がない/少量」「発注を長期間行わず、見込みを提示していない」
「保管費等の費用を把握・支払をしていない」
と考えられる**

(3) 「令和6年度下請事業者との取引に関する調査」における型保管費に関する言及

- ・24.6.24付にて、中企庁および公取委から下請事業者との取引に関するオンライン調査が展開中。
- ・毎年、展開されている調査だが、調査対象企業は当局が選定するため、個社にとっては、毎年届くとは限らない。
- ・中企庁、公取委が対象企業を分担して展開。

設問12 型（部品等を製造するための金属製、木製の型）・治具について

親事業者が、部品等の製造を委託している下請事業者に対し、**金型・木型等の型、治具、設備等を貸与している場合に、当該部品等の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型・木型等の型、治具、設備等を保管やメンテナンスさせること**により、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

(ア)下請事業者に金型・木型等の型、治具、設備等を**貸与**して部品等の製造を委託した後、**当該部品等の量産製造が終了（又は、最後に部品等の発注をしてから1年以上経過）**していた場合に、下請事業者に貸与している（していた）当該金型・木型等の型、治具、設備等を回収しましたか。〔該当するもの全てを選択〕

- ① 回収した
- ② 廃棄申請や回収の要請があったが、廃棄することを認めていない若しくは回収をしていない、又は返答をしていない
- ③ 廃棄申請や回収の要請はなく、そのままにしている
- ④ 調査対象期間中に貸与した金型・木型等の型、治具、設備等を使った部品等の量産製造の委託が終了したものはない
- ⑤ 下請事業者に金型・木型等の型、治具、設備等を下請事業者に貸与して部品等の製造を委託したことはない

⇒②または③を含まない場合、設問13へ進む

設問12 型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について （続き）

(イ) 前記アで②又は③を選択した場合、下請事業者に貸与している（していた）当該金型・木型等の型、治具、設備等の保管やメンテナンスに要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

- ① 全額負担した
- ② 全く負担していない又は一部負担していない

設問12 (ア)(イ)の問い からの示唆

- ①「貸与」「大量発注の時期を終えた後」「発注を長期間行わない」の取締の優先要件を明記
- ②量産終了が不明確な場合「最後に部品等の発注をしてから1年以上経過」も対象期間となることを設問の補完説明として記載。
- ②は当局の判断目安ではないが、取引の実情に即して、部工会モデルの目安として採用
(取組み手順2.(3)取組の観点 参照)

令和6年度 下請法調査 設問票



Adobe Acrobat
Document

I. サプライチェーン全体としての取り組み

会員会社は、自動車産業のサプライチェーン全体で取引適正化を進めていく観点から、まず、下請代金支払遅延等防止法の運用基準（以下、運用基準）及び下請中小企業振興法の振興基準（以下、振興基準）、自動車ガイドライン等で求められている、下請法の対象となる仕入先との取引について、適正化に向けた取り組みを着実に実施していく。

加えて、下請法の対象ではない大企業同士の取引についても、下記「Ⅱ. 重点課題に対する取り組み（1. 合理的な価格決定、2. 型取引の適正化、3. 代金支払いの適正化）」、「Ⅲ. 自動車ガイドラインの遵守」に沿った取り組みに努めるとともに、受注側として、顧客にも同様の取り組みを求めていく。

**大企業同士の取引
についても
取り組みに努める方針
を掲載**

Ⅱ. 重点課題に対する取り組み

2. 型取引の適正化

会員会社は、運用基準及び振興基準、自動車ガイドライン、型協議会報告書等を踏まえ、型取引のさらなる適正化に取り組んでいく。

また、型取引の適正化は、自動車メーカー等顧客の協力が不可欠であり、自動車メーカーの補給部品生産制度を含む型取引の適正化の取り組みを適宜把握するなど連携して取り組んでいく。

3) 不要な製品の型は速やかに廃棄する。また、仕入先からの型廃棄申請に対しては真摯に協議に応じる。更に、顧客及び自社の事情により仕入先に型の保管を指示する場合、かつ長期間発注がない場合は、仕入先の所有型または仕入先へ貸与の自社所有の金型に関わらず、型保管費を負担する。

**仕入先所有型、貸与
型ともに型保管費を
負担する方針を掲載**

特に、型の保管費用の負担については下請法に反する無償保管（下記）は行わせない。

前項の下請法運用基準の「7-5 型・治具の無償保管要請」を掲載